

## 国際出願関係手数料表

平成30(2018)年1月1日以降

手数料の種類	要件		金額	納付方法	
国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が30枚まで(A)	国際出願日が <sup>※</sup> 2017年12月31日以前	¥151,800		
		国際出願日が <sup>※</sup> 2018年1月1日以降	¥153,800		
	30枚を超える用紙1枚につき(B)	国際出願日が <sup>※</sup> 2017年2月28日以前	¥1,600		
		国際出願日が <sup>※</sup> 2017年3月1日以降	¥1,700		
	オンライン出願した場合の減額 (上記AとBの合計額から減額)	国際出願日が <sup>※</sup> 2017年12月31日以前	¥34,200		
		国際出願日が <sup>※</sup> 2018年1月1日以降	¥34,700		
送付手数料	国際出願 1件につき		¥10,000		
調査手数料	国際調査機関: 日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願(日本語) 1件につき	¥70,000	特許印紙 予納*2*5 電子現金納付*3 口座振替*4*5	
		国際出願(英語) 1件につき	国際出願日が <sup>※</sup> 2016年4月1日以降		¥156,000
	国際調査機関: 欧州特許庁 (ISA/EP)		国際出願日が <sup>※</sup> 2017年12月31日以前		¥244,500
			国際出願日が <sup>※</sup> 2018年1月1日以降		¥248,000
	国際調査機関: シンガポール 知的財産庁 (ISA/SG)		国際出願日が <sup>※</sup> 2017年12月31日以前		¥181,200
			国際出願日が <sup>※</sup> 2018年1月1日以降		¥185,300
国際調査の 追加手数料	国際調査機関: 日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願(日本語) 1件につき	¥60,000 × (請求の 範囲の発明の数-1)		
		国際出願(英語) 1件につき	国際出願日が <sup>※</sup> 2016年4月1日以降	¥126,000 × (請求の 範囲の発明の数-1)	
予備審査手数料	国際予備審査機関: 日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願(日本語) 1件につき	¥26,000		
		国際出願(英語) 1件につき	納付日が <sup>※</sup> 2016年4月1日以降	¥58,000	
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき		納付日が <sup>※</sup> 2017年12月31日以前	¥22,800	
			納付日が <sup>※</sup> 2018年1月1日以降	¥23,100	
予備審査の 追加手数料	国際予備審査機関: 日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願(日本語) 1件につき	¥15,000 × (請求の 範囲の発明の数-1)		
		国際出願(英語) 1件につき	予備審査手数料の納付日が <sup>※</sup> 2016年4月1日以降	¥34,000 × (請求の 範囲の発明の数-1)	
文献の写しの請求に係る手数料 1件につき			¥1,400	特許印紙 電子現金納付*3	
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 1件につき			¥1,400		
優先権の書類の送付の請求に係る手数料 1件につき			¥1,400		
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料 1件につき			¥1,400		
先の調査の結果の送付請求に係る手数料 1件につき			¥1,700		

出願にあたっては、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料の3つの手数料が必要です。  
調査手数料は、選択する国際調査機関により額が異なりますので、注意してください。

- \*1 この表において「国際出願日」とは、国際出願を受理した日を意味します(PCT規則14.1(c)、15.3、16.1(f))。
- \*2 予納を利用する場合は、予め予納口座の届出(事前登録)を行い、手続書面に申請人識別番号及び予納台帳番号を記載します。  
紙手続の場合は、予納届出時の印を押します。
- \*3 電子現金納付を利用する場合は、手続書面に納付番号を記載します。
- \*4 口座振替を利用する場合は、予め口座振替の届出(事前登録)を行い、手続書面に振替番号を記載します。  
口座振替は、オンライン手続時のみ利用可能です。
- \*5 手続言語が英語の場合は、予納・口座振替は利用できません(出願時に納付する場合を除く)。